

令和7年度 長岡市公立学校通学区域審議会 次第

日時：令和8年2月19日（木曜日）

午前10時から午前11時30分まで

会場：さいわいプラザ 4階 中央公民館大ホール

1 開 会

2 教育部長あいさつ

3 議 題

(1) 委員長、副委員長の選任について

(2) 報告事項

① 学区外就学許可区域の設定について（雨池町）

別紙1

資料No.1・2・3

② 教育環境を考える保護者懇談会の実施状況等について 別紙2

4 閉 会

長岡市公立学校通学区域審議会委員名簿

任期: 令和7年10月1日から令和9年9月30日まで

No.	中学校区等	氏名(敬称略)	出席	欠席
1	東	関 多紀子	○	
2	南	佐 藤 敏 明	○	
3	北	河 田 吉 之 助	○	
4	栖吉	木 村 仁	○	
5	宮内	行 方 梓	○	
6	東北	菊 入 亜 矢 美		○
7	西	高 橋 直 也	○	
8	江陽	小 林 敏 夫	○	
9	堤岡	小 林 立 憲	○	
10	山本	島 倉 未 知 子	○	
11	岡南	河 上 勝	○	
12	関原	山 田 千 江	○	
13	大島	丸 山 稔	○	
14	青葉台	橋 本 定 美	○	
15	旭岡	小 林 桂 子	○	
16	中之島	小 林 昇	○	
17	越路	松 井 麻 里	○	
18	三島	小 方 邦 雄	○	
19	山古志	五 十 嵐 滋 之	○	
20	小国	北 原 千 秋	○	
21	北辰	宇 木 茂 樹	○	
22	寺泊	菊 地 憲 子	○	
23	秋葉	酒 井 優 子		○
24	刈谷田	佐 藤 義 尚		○
25	与板	三 角 幸 重	○	
26	川口	上 村 光 一	○	
27	学識経験者	小 畑 活	○	
28	学識経験者	安 達 直 人	○	

委 員 計

25

3

座 席 表

	<small>東中学校区</small> <small>関副委員長</small>	<small>中之島中学校区</small> <small>小林委員長</small>	<small>大島中学校区</small> <small>丸山副委員長</small>
東中学校区 関委員			青葉台中学校区 橋本委員
南中学校区 佐藤（敏）委員			旭岡中学校区 小林（桂）委員
			中之島中学校区 小林（昇）委員
北中学校区 河田委員			越路中学校区 松井委員
栖吉中学校区 木村委員			三島中学校区 小方委員
宮内中学校区 行方委員			山古志中学校区 五十嵐委員
西中学校区 高橋委員			小国中学校区 北原委員
江陽中学校区 小林（敏）委員			北辰中学校区 宇木委員
堤岡中学校区 小林（立）委員			寺泊中学校区 菊地委員
山本中学校区 島倉委員			与板中学校区 三角委員
岡南中学校区 河上委員			川口中学校区 上村委員
関原中学校区 山田委員			長岡市三島郡小学校長会 小畑委員
大島中学校区 丸山委員			長岡市三島郡中学校長会 安達委員
	<small>長谷川課長補佐</small>	<small>江田教育部長</small>	<small>大竹学務課長</small>

要望書

長岡市長 磯田 達伸 様

雨池町町内民における意思調査において
学区外就学許可区域の改定を要望致します。

雨池町は現在日越小学校のみの学区になっており雨池町公民館から
通学距離で3.0km、大人の足で通学路と歩くと40分ほどかかり歩道もない区間も一部あり危険で遠い所にあります。
福戸小学校を許可校としていただくと雨池町公民館から
通学距離1.9km、大人の足で歩くと25分となり県道69号を利用すれば小学校まで歩道もあります。

中学校では現在、指定校西中学校。許可校は人島中学校となっています。
西中学校へは3.0km。大島中学校へは2.1kmとなっています。
しかし福戸小学校の卒業生は江陽中学校へ進学しますので、
江陽中を合わせて許可校として頂きますようお願い申し上げます。
江陽中学校では2.7kmとなり指定校の西中学校より通学距離は0.3km減少します。

通学距離の削減は事故リスクの減少や犯罪に巻き込まれるリスク減少に直結すると考え、
雨池町の住民意向調査を実施。
実施期間 2025.9.2~2025.10.2
調査方法 回覧板による意思確認アンケート

町内世帯全数	73件
賛成	59件
どちらでもよい、わからない。	13件
反対	1件

賛成が過半数となり町内の意向は
学区外の許可校申請を要望したいという事が明らかになりました。

令和8年度以降の学区外就学許可に

- ①雨池町の小学校許可校に福戸小学校の許可要望。
- ②雨池町の中学校許可校に大島中と江陽中を要望

中学校の許可校が理由があり2校出来ない場合

- ③備考欄に福戸小通学者のみ江陽中を許可校とする。を要望。

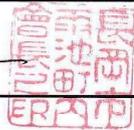
こちらの許可校変更を町民を代表し要望致します。

雨池町町内会長 [redacted] 2025.10.23 .

住所 [redacted]

氏名

阿部 真



○長岡市立学校学区外就学等許可基準

平成15年9月19日

教育委員会公告第2号

児童生徒の学区外就学及び区域外就学の許可は、次の基準により取り扱います。

1 学区外就学許可区域の場合

(1) 学区外就学許可区域（以下「許可区域」という。）に居住している児童生徒は、保護者が希望すれば、あらかじめ定める学校（以下「許可校」という。）に卒業まで就学することを許可します。

(2) 許可区域の設定は、次の条件を満たす区域であって、許可区域の設定について当該地区の住民の合意が得られた場合に行います。ただし、教育委員会が当該許可区域の設定により、学校教育上支障が生じるおそれがあると認める場合は、この限りではありません。

ア その区域において、許可校に就学を希望する保護者の割合が大きいこと。

イ 通学距離等の地理的状況から判断して、許可校に就学することに合理性が認められること。

ウ 許可校が、施設・設備の面から学区外の児童生徒を受入れることが可能であること。

2 転居の場合

転居により就学すべき学校が変わる場合は、それまで就学していた学校に卒業するまで就学することを許可します。ただし、区域外就学の場合は、最終学年を除き、移動した当該学期末まで就学することを許可します。

3 留守家庭の場合

児童の登下校時、保護者の就労等により家庭が常時留守となり、そのため祖父母宅等から登下校し、又は保護者の就労先等へ下校する場合は、祖父母等の居住地又は保護者の就労先等の所在地の小学校に就学することを許可します。

(注) 対象は、小学生です。就労等を証明する書面を提出していただきます。

4 教育的配慮を要する場合

身体状況に配慮を要する場合及びいじめ、不登校その他特別な事情により教育的配慮を要する場合は、保護者と相談のうえ就学する学校を決定し、当該学校に就学することを許可します。

(注) 必要に応じ、医師の診断書を提出していただくことがあります。

5 学区外就学許可事由がなくなった場合（区域外就学を除く。）

上記3及び4の許可事由に該当し、学区外就学をしていた場合は、当該許可事由がなくなっても、学区外就学をしていた学校に引続き就学することを許可します。

6 1年以内に転居をする場合

住居の新築等により1年以内に転居をすることが確実な場合は、あらかじめ転居先の学区に係る学校に就学することを許可します。

(注) 建物の建築確認通知書、建物の建築請負契約書等を提出していただきます。

7 学区外就学をしていた小学校の学区に係る中学校に入学する場合（区域外就学を除く。）

小学校卒業時に学区外就学をしていた児童は、当該小学校の学区に係る中学校への入学を許可します。

(注) 小学校の学区に係る中学校が複数存在する場合において、入学を許可する中学校については、別に定める取扱基準によります。

8 部活動を理由とした中学校の学区外就学の場合

指定学校区内に希望する部活動がない場合で、次の条件を満たすときは、隣接学校区内の中学校への入学を許可します。ただし、当該許可された中学校において、希望した部活動が活動中止した場合も含め、再度の転校（当該生徒の指定学校区内の中学校への転校を除く。）は許可しない。

ア 小学校から取組んできた部活動又は社会教育活動等で継続してきた実績があること。

イ 原則として指定学校区の隣接学校区とすること。

ウ 隣接学校区が複数ある場合は、合理的な通学方法で最も近い学校区とする。

エ 本人及び保護者の両者の意思であること。

(注) 教育委員会事務局において、両者と面接のうえ、転出入する両学校長の意見を参考として決定します。

9 実施時期

(1) この基準は、平成15年9月19日から実施します。

(この基準は、従来から内規として定めていたものに、このたび1の(2)の事項を追加したものです。)

(2) この基準の8の事項については、平成18年4月1日の中学校入学から実施します。

附 則（平成21年3月31日教委公告第3号）

この基準は、公表の日から施行する。

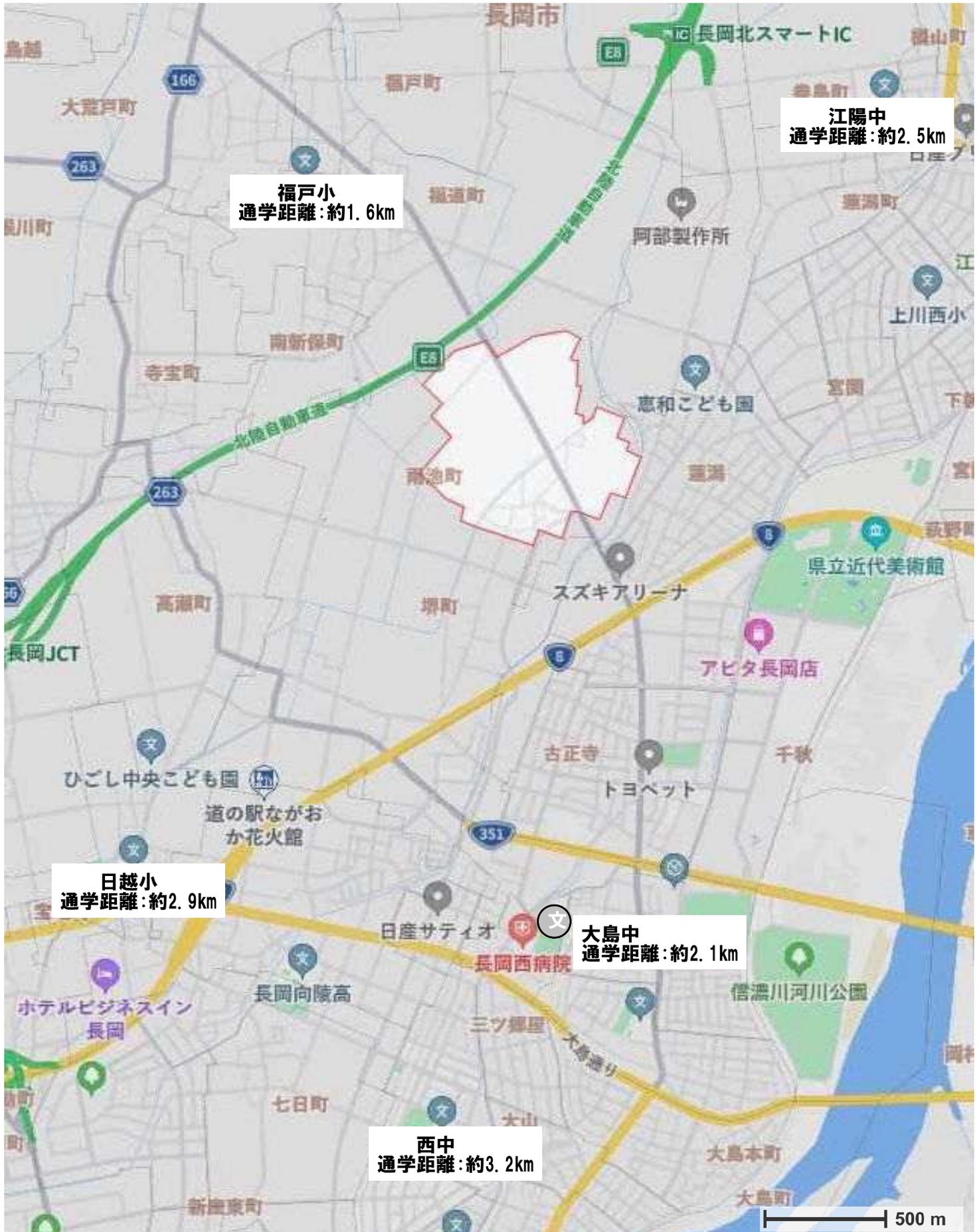
附 則（令和7年3月27日教委公告第3号）

（施行期日）

1 この基準は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長岡市立学校学区外就学等許可基準の規定は、令和7年度の学区外就学及び区域外就学の許可から適用し、当該許可については、施行日前であってもすることができるものとする。



保護者懇談会及び学校再編の状況について

1 令和7年度「小規模校の教育環境を考える保護者懇談会」開催等状況

(1) 目的

教育委員会では、少人数学級や複式学級の現状と課題を把握した中で、保護者や地域と、子どもたちが多様な考え方に触れ合えたり、集団としての活動の意義など、望ましい教育環境の在り方について、保護者と議論を進めていくことを目的に、令和2年度から地域に出向き「教育環境を考える保護者懇談会」を開催する。

(※)長岡市では、保護者の意向として、複式学級を継続して教育を受けさせたいか、または学校統合で複式学級を解消したいか、保護者及び地域の合意で学校統合に至れば、通学区もこれに合わせて再編される。

(2) 対象校（継続的に複式学級の編制が見込まれる小学校）

【対象校：10校】桂小、石坂小、太田小、十日町小、深沢小、宮本小、信条小 日吉小、山古志小、東谷小
【実施校：6校】桂小、十日町小、宮本小、信条小、日吉小、東谷小

(3) 対象者

- ・小学校在籍児童（1～6年生）の保護者
- ・小学校区に居住する未就学児（0歳児～5歳児）の保護者

(4) 令和7年度懇談会等実施状況

ア 開催状況

学校名等	回数	備考
桂小学校	6回	4/25 学校統合に関する要望書受理
十日町小学校	3回	懇談会・アンケート実施
宮本小学校	1回	懇談会
信条小学校	4回	懇談会・アンケート実施
日吉小学校	3回	懇談会・アンケート実施
東谷小学校（詳細裏面）	6回	懇談会・アンケート実施

イ その他

地域名	回数	備考
川口地域	1回	未就学児保護者からの要望による勉強会

2 栃尾地域の学校再編について

(1) 経緯等

栃尾地域の少子化が著しく令和10年度の小学1年生が27人と推定。

地域内の全ての小学1年生を集約しても1クラス分に満たないことから、市が地域の代表で組織する「栃尾地域学校再編検討会」を設置し、令和6年7月から検討会を6回開催した。

同検討会から、令和10年4月を目途に3小学校を1小学校および2中学校を1中学校などの再編を検討をするよう、令和7年3月に市に報告。

市は令和7年6月から保護者、地域住民と16回の意見交換を行い、下記のとおり学校再編に合意。

(2) 再編内容

① 小学校

- 令和10年4月 東谷小は栃尾東小に再編（栃尾地域3小学校 ⇒ 2小学校）
 - ・令和7年12月議会に議案上程⇒可決
 - ・校舎は栃尾東小を使用（平成27年に大規模改造工事済）
- 栃尾南小は、再編について保護者と地域住民とで話し合いを継続

② 中学校

- 令和11年4月 秋葉中と刈谷田中を再編（栃尾地域2中学校 ⇒ 1中学校）
 - ・新たな校名を公募した後、議会に議案を上程[令和8年度予定]
 - ・校舎は刈谷田中を使用（令和6年にバリアフリー化工事済）

保護者と住民が教育環境について協議を重ねた結果、令和10年度および11年度の2段階で学校を再編。